

行政機関情報公開法の適用に関する作業チーム（第3回）における主な意見

＜案A（行政機関情報公開法を適用）を支持する意見＞

行政機関情報公開法を適用するのが本来の姿であるとする意見はあったが、明治以来、閣議の議事録は作成されていないこと、行政機関情報公開法制自体に影響があること、公益裁量開示を適用した場合に閣議の議事内容に影響が生じうること等の理由から、案Aで制度を始めることを支持する意見はなかった。

＜案B（行政機関情報公開法を適用除外）を支持する意見＞

- ・行政機関情報公開法から独立した制度である案Bがよい。案Aでは、行政機関情報公開法制が変わる場合に、閣議の議事録の扱いが十分な重みをもって議論されないおそれがあるという問題がある。
- ・案Bに賛成する。案Aでは、イギリスの大臣拒否権のような制度を導入する必要があることになり、検討の範囲が閣議の議事録に留まらなくなるという問題がある。
- ・これまで閣議の議事録が作成されていなかったという歴史に鑑みると、まず導入するならば、案Bがよい。

(案Bを支持した上での補足意見)

- ・一定期間公開されないこととなるが、その中でもイギリスのような適切な議事録が作成されるようにすべき。
- ・移管までの期間を30年よりも短くし、場合により延長することも考えられるのではないか。
- ・将来的には、案Aとするのが理想であり、案Bで制度を始めた上で10年後などに見直しをすることとしてはどうか。